

# 土庄町景観計画の変更の概要

○土庄町では、美しい景観まちづくりを目指して、景観法（平成16年法律第110号）に基づく土庄町景観計画を平成23年3月に策定していますが、再生可能エネルギーの利用促進と町の良好な景観形成との整合を図ることを目的として、新たに一定規模以上の太陽光発電設備等を届出対象行為の「工作物」に加えるため、景観計画を変更しました。

○土庄町景観計画の変更の概要は次のとおりです。

(1) 土庄町景観計画（50ページ）の5-1（1）届出が必要な事項の工作物に太陽光発電設備と風力発電設備の届出対象となる規模を追加します。

行為の種類	届出対象となる規模等	備考	
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の新築，増築，改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当するもの</li> <li>高さが13mを超えるもの</li> <li>建築面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の新設，増築，改築又は移転</li> <li>外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(増築・改築又は修繕・模様替え・色彩の変更は、建築物・工作物全体が上記規模を越えるもので、変更部分が過半となるもの)</li> <li>高さ15mを超える鉄塔類</li> <li><b>太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備類</b></li> <li><b>高さ13mを超える風力発電設備類</b></li> </ul>	景観法第16条第1項第2号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行為に係る区域の面積</li> <li>3,000㎡を超えるもの</li> </ul>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の開墾等土地の形質の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土石の堆積：高さ5m又は面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>廃棄物、再生資源等の堆積：高さ5m又は面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul> <p>(但し、堆積の期間が30日を越えて継続しないものは除く)</p>	

**追加**

# 土庄町景観計画の変更の概要

(2) 土庄町景観計画（51ページ）の5-1（2）景観まちづくりの基準に、太陽光発電設備と風力発電設備に関する基準を追加します。

区分		景観まちづくりの基準	
建築物	形態意匠	1. 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	
	色彩	1. 屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。	
	位置	1. 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 2. 山並みをなす稜線を乱さないように配置すること。	
	緑化	1. 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。	
工作物	共通事項	形態意匠	1. 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
		色彩	1. 目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いたある色彩を基調とすること。
		位置	1. 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 2. 山並みをなす稜線を乱さないように、できる限り低い位置に配置すること。 <del>3. 鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。</del>
		緑化	1. 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	個別的事項	太陽光発電設備類	<p>1. 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の色彩は、黒色若しくは濃紺色、又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。</p> <p>2. 太陽電池モジュールは、できるだけ低反射で模様が目立たないものを使用すること。</p> <p>3. 太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。</p> <p>4. 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。</p> <p>5. 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材はできるだけ低反射のものを使用すること。</p> <p>6. パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>7. 尾根線上への設置はできるだけ避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように配置や高さに配慮すること。</p> <p>8. 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、必要に応じて植栽などにより修景に努めること。</p> <p>9. 主要な眺望地点や主要な道路からの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景に努めること。</p>
	風力発電設備類	<p>1. 風力発電設備（支柱及びプロペラなど）の色彩は、周囲の景観と調和するものであり、低彩度の目立たないものを使用すること。ただし、他法令の規定により着色等が義務付けられている場合は、この限りでない。</p> <p>2. 尾根線上への設置はできるだけ避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように配置や高さに配慮すること。</p> <p>3. 主要な眺望地点や主要な道路からの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景に努めること。</p>	

追加